

総務省組織令の一部を改正する政令要綱

第一 総務省組織令の一部改正

一 情報流通行政局に放送業務課及び放送施設整備促進課を設置し、その所掌事務を定めること。

(第七十六条、第八十四条及び第八十五条関係)

二 情報流通行政局郵政行政部に郵便局活用課を設置し、その所掌事務を定めること。

(第七十六条、第八十九条及び附則第十九条関係)

三 統計局統計調査部消費統計課の所掌事務を変更すること。

(第一百十八条関係)

四 本省に置かれる参事官の定数を改めること。

(第二百十条及び附則第二十一条関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、令和七年七月一日から施行すること。ただし、附則第七条第二号の改正規定は、公布の日から施行すること。

(附則関係)